

令和4年9月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年9月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年9月30日（金）午後1時30分から午後4時07分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 21人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
22番	三村 晴夫	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

4 欠席農業委員 5人

8番	河西 穂高	14番	細江 弘光
19番	橋本 実嗣	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎		

5 出席推進委員 4人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推5番	松田 和久	推10番	中平 茂

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第115号～第116号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第117号～第122号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第123号～第128号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第129号～第137号）
- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第138号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
……………（議案第139号～第142号）
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件  
……………（議案第143号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和4年度松本市農業施策に関する意見書の決定について……………（議案第144号）

(2) 協議事項

- ア 令和4年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- イ 10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動について

(3) 報告事項

- ア 令和4年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和4年度第2回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 地域計画の策定に向けた取組みについて
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 事	加藤 悠希
	//	事 務 員	田中 瑞恵
	農 政 課	係 長	上條 信之
	//	主 事	小原 悟
	//	主 事	中村 愛佳
	松本農業農村支援センター課長補佐		戸谷 修一

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 3番 柳澤 一向 委員
- 4番 武井 茂善 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第115号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご用意ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説





一般、筆数64筆、貸付け27人、借入れ14人、面積7万5,387平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸付け2人、借入れ2人、面積6,239平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数47筆、貸付け28人、借入れ1人、面積7万2,485平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数46筆、貸付け1人、借入れ21人、面積7万42平米。

合計、筆数162筆、貸付け58人、借入れ38人、面積22万4,153.03平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数66筆、面積10万1,537.03平米、集積率は69.82%です。

議案第115号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第115号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第116号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村（農政課主事）

続きまして、議案8ページをご覧ください。

議案第116号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,443平米。

認定農業者への集積率は100%です。  
議案第116号は以上となります。

議長

ありがとうございました。  
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第116号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長

続きまして、議案第117号から122号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井と申します。  
着座にて説明をさせていただきます。  
それでは、総会資料1ページをご覧ください。  
農地法第3条の規定による許可申請許可の件、説明をさせていただきます。  
議案第117番、農業経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものとなります。内容については議案書のとおりとなります。  
続きまして、議案番号第118番、こちらは農業経営を安定させるため、贈与にて所有権移転をするものです。なお、譲受人の〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇さんは兄弟であります。それぞれ1つの筆を3分の2と3分の1ずつの所有権を持っていまして、その所有権をお一人に集めるというようなものになっております。  
続きまして、議案第119号、こちらは農地経営規模拡大のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。  
議案第120号、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりですが、別段農用地の設定によるものとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

議案番号第121号、こちらは農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。

続きまして、議案第122号、こちらは新規就農をして自給自足を目指すため、売買にて所有権を移転するものとなります。こちら、新規就農となりまして、新規就農の参考資料ですが、3ページに記載がございます。現在は愛知県の名古屋市にお住まいですが、今も週末ごとに四賀のほうに通われて、農作業のほうをされていると聞いております。行く行くはお引越をされてくる予定でありまして、農業経験についても、四賀地区において15年間の農業実習の助手の経験があるそうです。

なお、3ページの資料の訂正をすみません、お願いいたします。

経営予定規模の中で、「4. 1アール」となっていますが、「4.1アール」に修正をお願いいたします。失礼いたしました。

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。

117番ですので、河野委員。

河野農業委員

117号の3条の関係ですが、譲受人の〇〇さん、それから渡人の〇〇さん、集落の中で割と近い場所で営農をやるんですが、〇〇さんがちょっとやり切れないというようなこともありまして、隣接に農地がある〇〇さんに売買で譲り渡すということで、全く問題ないと思います。

以上です。

議 長

次に、118番ですので、島立、濱委員、お願いします。

濱農業委員

農地自体は一体利用で営農されておりまして、休んで遊休したところはありません。同じうちの中で所有権移転ということで、まとめていくという方向ですので、問題ないと思いますので、お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、119番、和田と波田ですが、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

119番につきまして、〇〇さんは中山に住んでおりまして、なかなか波田に来て農業をやるということではできないため、〇〇さんに作っていただいております。それで、扇子田と田んぼにつきましては米を作っておりまして、あと家庭菜園と、あと畑につきましては、草刈り等をしておりますので、大丈夫かなと思います。贈与でありますので、農地保全のために頑張っていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

120番、入山辺でありますので、武井委員、お願いします。

武井農業委員

譲渡人は農地を相続したわけですがけれども、遠くに住んでいるということで、維持管理ができないと。たまたまこの〇〇さん、譲受人なんですけれども、この人が〇〇さんの宅地を購入しまして、たまたま宅地に農地もついておったということで、ぜひ農地も買って欲しくないかということでございまして、〇〇さんはその農地に野菜を作るとということでございまして、農地保全の観点からも何ら問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、121番、稲倉でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

譲受人の〇〇さんは、稲倉の地域では一生懸命農業に携わっている方で、この〇〇さんの農地は〇〇さんの農地のすぐ近くにあつて、実際に9月2日でしたかね、現地を藤井さんと一緒に確認しました。きちんと耕作されていて、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

久しぶりで自給自足という言葉を見ました。

赤怒田、122番、久保委員、お願いします。

久保農業委員

ここに書いてありますように、〇〇さんは夫婦で愛知県には住んでおられますけれども、10年以上前に福寿草団地を買って家を建てて、実質的には10何年農業をやっております。そのときにずっとこの〇〇さんの土地を借りて作っておりましたけれども、〇〇さんがもう全て買っていただけないかということで、いわゆる家から畑から山から全部という話がありましたので、私としても積極的に応援して、全部購入して、正式に移住してやっていきたいというような話をしました。今も地域に密着してやっておりますし、これからもそういうことでいいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、推進委員の皆様も含めまして、全体を通して質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第117号から122号について、原案どおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案123号から128号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、6件及び関連がありますので、議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局の加藤です。

着座にて失礼いたします。

初めに、議案書の内容について訂正がございます。

2ページをお願いします。

議案第131号の申請内容、「資材置場」となっておりますが、「貸し資材置場」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

では、議案内容の説明に参ります。

議案書の4ページ、お願いいたします。

議案第123号、転用目的は敷地拡張です。

議案第124号、転用目的は通路です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第125号、転用目的は住宅敷地です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第126号、転用目的は農家住宅の敷地増です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

また、関連がありますので、議案第136号についても説明いたします。転用目的は一般住宅となっており、議案書は7ページでございます。

議案第127号、転用目的は営農型太陽光施設です。作物はワラビで、令和元年に3年間の一時転用の許可を受けたものであり、今回の申請となっております。

議案第128号、転用目的は農業用施設です。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。

123号、神林でありますので、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 この案件は、今年の2月に1回皆さんに審議をいただいた関係で、鉄材の置場ということで、当時除外してあったところを再度農地に戻るのと宅

地の部分に分けて、農地に戻すという承認をいただいたところで、今回、その中の宅地になったところに農業用倉庫とカーポートを造るということの申請になっておりますので、承認のほうをお願いしたいと思います。

議 長 それでは、現地を見ていただいた河野委員。

河野農業委員 今、地元の塩原委員のおっしゃったとおりで、一回農振除外をやったんですが、内容的に変更して、物置とカーポートを造るという、写真で見たところ、右側も分家住宅の続きということで、特に問題はないと思います。

議 長 それでは、124号、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 位置図のほうの124号というのを見ていただきまして、ちょうどここに写真があるんですけども、この写真の中に人物が写っていて、その右側の人物の立っているところが住宅の入り口ということで、この通路がなければ玄関にたどり着けないということで、手前側が道路に接しておりますけれども、この舗装してある部分がないと玄関に入れないということもありまして、もう20年以上前から通路として使っていたということでありまして、こういうような状況でありますので、やむを得ないということで、追認をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、河野委員。

河野農業委員 この写真のとおりですが、手前が道路になっているんですが、道路のほうからちょっと少し下り加減で玄関で、右側に自宅がありますので、そこへ通じる通路ですね。あと、左側のほうは自分の農地になっております。特に他への影響はないというように判断しています。  
以上です。

議 長 それでは、125、126、136、127号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 それでは、125ですけども、〇〇〇〇さんの住宅が既に農地の中に建ってしまっているという案件ですが、今回追認申請が上がってきているものでございます。写真見ていただきますと、これ、線がおかしいと思うんですけども、このガラス窓が8枚ほど並んでいるところの半分ぐらいの敷地が農地になっておりまして、ここに既に住宅が建たってしまったというものです。昭和58年の時点で住宅を建築したときに、農地としての認識がないまま進められてしまったということでありまして、今さらこの住宅を取り壊すというわけにもいきませんので、事実関係が判明したことを受けまして、今回こういう状態を是正するものでありますので、転用はやむを得ないというように考えております。

続いて、126でございます。こちらは〇〇さん所有の農地174平米を

住宅敷地として転用を行うというものなんですけれども、場所は上立田という集落で、中部電力の梓水力発電所という発電所があるんですけれども、その北側150メートルぐらいの集落内の一角になります。当該の農地は、この写真でいきますと、追認と書いてあります部分になるんですけれども、少し草を刈ったところと、一番左の下の隅っこはもう既に舗装がされておりまして、車椅子での生活をされている方がおりまして、舗装しなければ、ちょっとぬかるんで通れないということで、舗装までしてしまったというものでありますけれども、これもおじいさんの代から農業用の機械の出入りですとか、そういったもので通路として利用していた場所で、やはりここも農地という認識がなかったということでございます。今回この、次の136号と関係してくるんですけれども、農地の転用に当たりまして、こういった事実が発覚したということでございますので、その是正をするものであります。この件につきましてもやむを得ないと思います。

それから、136号のほうにちょっと飛びますけれども、譲受人の〇〇〇さんは、渡人の〇〇さんの娘さんの夫ということになりますけれども、写真のほうは同じ写真ですけれども、見ていただきまして、奥のほうに2階建ての住宅があるんですけれども、大学生をはじめお子さんが3人、大きいお子さんおりまして、ちょっと手狭になっておりますので、この右側の農地の部分の一部を190平米ほど今回転用して、住宅の増築をしたいという案件でございます。周りは、手前のほうになりますけれども、〇〇さんの住宅になっておりますし、写真でいくと、左奥は主要地方道で道路、それから右手の奥のほうはずっと用水路の囲まれた場所でありまして、周辺の農地に与える影響はあまりないというように考えられますので、本件についてはやむを得ないと考えております。

続いて、127になりますけれども、こちら、営農型太陽光発電ということでございます。平成27年ぐらいから始めておりまして、通算3回目の一時転用許可ということになるかと思っておりますけれども、場所は下角地籍というところで、恭儉寺というお寺がありますけれども、その西側200メートルほどの農業用地帯、畑地帯の中になります。当該農地は、写真で見ますと、この手前側にですね、写っていないんですけれども、道路が走っておりまして、残りの3方は全て農地に接しているというような状態です。現地のほうを先週確認してまいりましたけれども、パネルの下で栽培されているワラビは、時期的に今、繁茂しておりませんでした。まばらに残ったものが確認されたと。それから、ワラビを刈った跡が見られましたし、草刈り等も適正にされておりまして、きれいに管理されておりましたので、この件につきましては、継続的に許可でどうかなというように考えますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

125なんですけれども、その位置が若干この写真と違うという指摘があったんですが、事務局で説明願います。

加藤主事　　すみません、位置が違うというご指摘いただきましたので、ご説明させていただきます。

すみません、ちょっと少し線を引くのが難しく、というのも立体の写真に平面の線を入れるもんですから、単純にすみません、認識不足な1点ございます。

実際の申請なんですけれども、倉科委員ご説明いただいたとおり、手前のガラスが8枚くらい重なっている建物の途中に線が刺さるような感じで、建物の一部が農地にはみ出ているというものになっております。位置自体はずれてないんですが、線の引き方がこれじゃうまく見えないというご指摘のとおりでございます。申し訳ありません。

議　　長　　倉科さん、そこでちょっとみんなに見えるように、写真で説明してください。

倉科農業委員　　こちらの右側と左側の端線を結んでいただきますと、そこが当該農地になります。ここに、周り宅地になっちゃっているんですけども、ここだけ四角く農地が中に残っちゃっているというような状態だということに考えていただければいいと思います。

議　　長　　ありがとうございます。

そういうことですので、ご理解願えましたでしょうか。これ、ぎりぎりセーフのような気がするが、実際は中へ入っちゃっているものの追認だというように理解していただきたいと思います。

それと、前回、3年前ですかね、〇〇さんのワラビの件で、少しイレギュラーがあったりしたその経過は、これ見ると、今のところクリアした中で、きれいにやっているという理解でよろしいでしょうかね。

久保農業委員　　ちょっと質問したいんですけども。

議　　長　　久保委員。

久保農業委員　　実質的にこれ、ワラビでどうのこうのはないわけ。参考意見として。

議　　長　　川村補佐。

川村局長補佐　　事務局の川村です。

今のご質問で、ワラビで問題ないかということで、実はこの写真のときには、もう全部刈り取られているんですけども、今月、私のほうで数日前にはワラビのほうはまだ生えている状況を確認してきました。一面ワラビです。ただ、当然ワラビの収穫時期は終わっているもので、間には草みたいなものもあるんですけども、ちょうど胸丈から腰丈くらいの高さのワ

ラビが一面で、パネル下だけじゃなくて、パネルとパネルの間のところも一面に生えているという状況でした。ほかのともとあったフキは跡形もなくなっているように見えました。

以上です。

議 長 よろしいですか。

久保農業委員 いわゆる商業的にワラビを出荷したとか、売ったとかいうことの実績は、別になくてもいいですか。参考意見。というのは、四賀の山の中でしたら、ワラビっていいなと感じるほうですけれどもね。

議 長 川村補佐、お願いします。

川村局長補佐 営農型太陽光につきましては、毎回説明させていただいているところなんですけれども、毎年収穫あるいは出荷の報告を受けています。ただ、ここ一、二年くらいは、コロナ禍ということで、なかなか販売が難しかったということもございますが、全然取れなかったわけではないということで、収穫した段階で束にしたものを、製品として確かに収穫したという実績の写真等を求めて、提出はされているところです。

特に、少くらは取って行ってくてもいいから、お金を置いて行ってくれというような取り方も一時期はしたようです。

久保農業委員 ありがとうございます。四賀で参考にしたいと思います。またよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
では、128号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 128号で、写真を見ていただきまして、ちょうど車が止まっている場所辺りに、いわゆる作業場を造るということで、この人はブルーベリーを今、植えている最中で、一応2反弱ぐらいブルーベリーをやるということで、今、7割ぐらいやっております。それで、この車の手前ではありますが、そこにやはりウッドチップを置いておく場所がなければいけませんので、年間30トンから40トンぐらい入れたいということでありますので、ウッドチップの置場ということであります。ブルーベリーも四、五年前から結構なり始めておりますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、現地を見ていただいた河野委員、まとめてお願いします。

河野農業委員 そうすると、125からですね。

125、これは倉科委員さんの話のとおりで、別に問題はないというように見ました。

それから、126と136号ですが、4条と5条にわたっているわけですが、実際に写真を見たところ、本当にきれいになっているというのか、ずっと所有地内で処理していた通路ということで、問題はないと思います。

それから、127号の営農型太陽光、これ、見に行ったときには、まだ前回刈取りをしたワラビの根っこですね。というか茎ですね。それが黒く残っている。ああ、そろそろ大分芽が出ているなという感じで、非常にきれいに管理されていて、収益的に8割、平均の8割というところが目標ですが、売り方にもよるかと思いますが、非常に見た目も問題ないという作り方でしたので、いいと思います。

128はブルーベリーを作っているというところですが、ブルーベリーのほかにいろいろ各種の野菜等が植えてありました。ここは学生たちの実習の場所みたいなところで、ちょっと物置みたいなところがあるんですが、そこをトイレに改修をして、より子供たちを受け入れやすいようにしたいというようなことをございました。全く問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

途中で一部ご意見、ご質問等を伺ったわけですが、ほかの皆さんで全体を通して質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、6件及び農地法第5条の規定による案件、1件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第123号から128号及び136号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第129号から137号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました136号を除く8件及び関連がありますので、議案第138号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事 議案書6ページをお願いいたします。



それから、130号ですが、資材置場・駐車場ということで、今、写真の左側に駐車場になっているんですが、その続きということで、資材置場ということで、特に問題ありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

131号、島立でありますので、濱委員、お願いします。

濱農業委員

131号ですが、その位置図ですが、丸描いた位置がちょっと違いますので、丸描いたところにある道路が2本太いのと細いのがありますが、その太い道路の横に細長い田んぼが1枚あって、その左側に丸が来る、川の端に丸が来るというような位置になります。

合同庁舎から南へ伸びている道路改良の道が、そのちょっとうねった道、上から下へ下りている道なんですけど、それで、このさいたま市の〇〇さんの住宅があったところへ〇〇〇〇の減った分の代替が付きまして、それでここで審議いただいて、農地部分を転用して、今、そっちのほうの工事が終わって、その奥の川の端にこれだけの面積のものが残っちゃって、道路は川を、排水路も深い2メートルぐらいある川の反対側のほうに道路があるんですが、その農地は機械が入れないというようなところが残されまして、建設課の方に何でああいうことをするだと言って、どうせ耕作放棄地になっちゃって、もう誰も作ることでできないが、どうするだと言ってやったら、一度にはできないのでということだったんですけども、隣のほうで使ってもらえるということですので、転用にはなっちゃうんですけども、残しても、農地としての活用がもうほぼ不可能に近いところでございますので、これは致し方ないかなというように考えます。

以上です。

議長

では、現地を見ていただいた中條さん。

中條農業委員

131ですね。場所は、今、その上に〇〇〇〇っていう位置があるんですけども、そのちょうど川沿いのつながったところで、写真は〇〇〇〇の上のほうから南に向かって撮った写真です。〇〇〇〇さんの今事務所が建っているんですが、その裏がその場所だと思うんですが、先ほど言われたように道路ないですし、特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。

審議のほうを続けていきます。

それでは、132号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員

場所は、132号のところで、松本空港線のそばということで、この地図の一番右側、ちょっと色の濃くなっているところがやまびこ道路のもう公園になっているところでございます。下の写真は、写真の左下のほうに道路があって、その奥、3か所全て住宅に囲まれております。この道の反対



中條農業委員 写真の手前が道路になっていまして、ちょっと平らに見えるんですが、結構な傾斜地で、その上にまだ1筆、平らなところがあります。左側の今、工事中ですが、その左に〇〇〇〇〇〇〇さんの工場があって、まきストーブ屋がまき等を作って、たくさん作ってありました。その会社の関係で、手前は資材置場みたいな形で、上が駐車場ということで、上はもう山林ですし、特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案番号135、入山辺でありますので、武井委員、お願いします。

武井農業委員 譲渡人は高齢で、耕作が難しくなってきたというところなんですけれども、たまたま孫が外に住んでいたんですけれども、宅地を探しているんで、孫にこの土地を譲ってということです。写真見るとおり、手前が市道、それから左が水路、奥が住宅、宅地になっていまして、3方を囲まれておるといってございまして、形も不整形ということもございまして、週辺農地に与える影響は少ないと思われまして、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。  
じゃ、現地を見ていただいた中條委員。

中條農業委員 今、武井さんの言われたとおり、不整形な土地で、3方は道路とか宅地に面していまして、特に問題ないと思います。

議長 続きまして、136は先ほどお願いしましたので、137号、波田でありますので、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 写真を見ていただきまして、モロコシが植わっております。これは家畜用のモロコシで、〇〇〇〇さんが今、中下原平林地区の畑かんの関係で、昨年からの道路の補修をしております。それが今年度で終了ということで、残土とか資材置場を探してございまして、モロコシを刈れば、また春先モロコシを植えるということでありますので、一応一時転用で、許可日から来年の4月30日まで置かせていただきたいということでありますので、何も問題ないかと思っております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 137ですが、写真の白く角の右側が道路になっています。そのところで資材置場ということで、一時転用なので、特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、先ほどの131号について事務局でお願いします。

加藤主事

すみません、先ほど濱委員からご指摘いただきました131号の別添資料で地図を出しているんですが、追加でご説明をさせてください。

丸がかかっている細い道と太い道が2本ありまして、その右側にまた下から伸びていく道が出ているんですけども、丸で示したところが、その道に沿ってちょっと下がるような感じで、丸1個分までは行かないんですけども、少し下に下がった位置が正しい位置となります。申し訳ありませんでした。

議 長

ご理解願えたと思います。  
それと、もう一点、134と138の関係性について、事務局から説明してもらいます。

加藤主事

134号と138号についてご説明をさせていただきます。  
当初計画者の〇〇さんは、昭和45年に住宅新築を目的として5条許可を取ってらっしゃったんですが、家庭の事情で、引っ越すことができないとか、そういったものもありまして、住宅を建設せずに現在に至っております。〇〇さん自身は90歳近くのご高齢の方になってきており、売却を考えていたところに、〇〇〇〇〇〇さんが駐車場用地として使ってもいいというようなことを申し出たということで、今回の申請になっております。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、全体を通しまして推進委員の皆さんも含めまして質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、8件及び農地法第5条に関する案件1件について、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第129号から135号及び137号と138号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第139号から142号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任

それでは、総会資料9ページをお願いいたします。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明をさせていただきます。  
議案第139番、並柳にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。  
続きまして、議案第140号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。  
続きまして、10ページをお願いいたします。  
議案番号141番、村井町北にお住まいの〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。  
続きまして、議案第142号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。  
内容については議案書のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。  
139、小林委員、お願いします。

小林農業委員

せんだって現地確認ということで行ってまいりました。そもそも納税猶予ということでございますし、この土地が全て市街地内ということで、ご本人もちょうどお行き会いできて、現地は自家用の野菜作りをされて、実際ハウスももう何度も利用して、熱心に取組をしていたということで、問題ないと思います。  
以上です。

議 長

それでは、140号、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 現地をやってまいりまして、もう1枚が今、大豆、そのほかは水稲ということで作付がされておりました。報告いたします。

議 長

それでは、議案番号141、窪田代理。

窪田農業委員

ちょっと141号の写真を見ていただきたいと思うんですけれども、該当地の東側、右側になりますけれども、才教学園があります。左側、西側になりますけれども、善光寺道と書いてあります。これ、国道19号になります。その間にある農地であります。ただし、その円が大きくなっていて、真ん中より右側が該当農地になっていまして、現地見まして、ネギとかナスとか野菜が栽培されておりました。ちょっと地目は登記、現況とも田となっていますけれども、畑でありましたけれども、きちっと耕作されていましたので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議案番号142、中條委員、お願いします。

中條農業委員 142ですが、1筆なんです、2つに区切って使っておりまして、半分ぐらいが田んぼ、半分が自家用の野菜を耕作していましたので、問題ないと思います。

議 長 続きまして、全体を通しまして推進委員の皆さんも含めまして何かご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第139号から142号について、原案どおり承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第143号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件、1件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
川村補佐。

川村局長補佐 それでは、お手元の資料11ページのほうをご覧ください。  
所在地が板場の〇〇〇-〇、登記地目、畑、面積が432平米、所有者が〇〇〇〇様です。〇〇様は東京都のほうにお住まいということで、この土地は、近所の方が借りて耕作していたということなんです、その方が今度引っ越しするため、使わなくなり、これはもう東京都からでは現実的に無理だということで、別段農用地に設定するものでございます。

なお、本件に関しましては、事前に地元委員のほうから現地を確認していただき、問題ない旨で意見を頂戴しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 それでは、質疑を行います。  
質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第143号について、原案どおり対象農地を設定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり設定することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからエについて一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項のアからエについて説明をいたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
合計のみ申し上げます。  
総会資料12ページからご覧ください。  
12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、2件、  
13ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、  
15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、  
16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件。  
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について委員の皆様、何か質問、ご意見等ありましたら、  
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり  
ご承知おきをお願いいたします。  
農地に関する議事が終了いたしましたので、暫時休憩といたしますが、2  
時55分から始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(休憩)

議長 総会を再開いたします。  
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を  
進めてまいります。  
議案第144号 令和4年度松本市農業施策に関する意見書の決定につい  
てを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
板花補佐。

資料の17ページからになります。令和4年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてということをお願いいたします。

着座にて失礼させていただきます。

要旨でございますが、農業委員会等に関する法律第38条（関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出）の規定に基づく本年度松本市農業施策に関する意見書を決定するものであります。

2番、経過であります。先月の総会にてご紹介した経過そのままでございますが、最後のところですね、8月31日の総会で皆さんから広く意見を聴取しまして、9月16日までに全委員に骨子案について確認を求めて、さらに修正を図ってきたということでございます。本日、文章化しまして、全体、成案という形で皆様にご提示しております。

なお、4番目、今後の予定でございます。

来週、10月5日、市長に意見書を提出いたします。役員対応ということですが、会長と会長代理、それからお2人の委員長ということで、4人の役員で対応させていただきます。

そして、10月31日、来月の総会で、あらかじめ市の考え方、取組等を記した文書を事前に提供という形にしたいと思うんですが、ここに来て農政課のほうでも動いておりまして、11月9日の懇談会本番までに2回ほど市長レクチャーを予定しているということございまして、もしかしたら来月の総会に事前に何らかの情報をということができなくなるかもしれないと、当日まで分からない状態かもしれないというのが、ちょっとここに来てそんな状況になってきております。

いずれにしても、10月9日、午後3時から5時までの2時間を予定しておりますけれども、実のある懇談ができますように、皆様でぜひご準備を整えていただきますようお願いしたい。当日は、市長と話をする機会というのは年に一度しかないわけですので、活発な意見交換できるようにお願いしたいと思います。

終了後、懇親会を予定ということで記載してございます。コロナ禍も下火になってきている状況で、懇親会をやろうということで、まだ昨年8月に新しい体制になって、全体での懇親会というのは一度もないわけございまして、計画をしていきたいと思っております。

こちら、全体でと申しましても、もちろん任意ということで、心配な委員は無理にということではございませんので、必要に応じてご判断いただきたいと思っております。半分ぐらいの皆さんが来ていただければ御の字かなというふうにも思っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、本日、別冊の意見書（案）ということでご覧いただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして、「はじめに」という部分でございます。

先月の総会でお示しましたところからの変更点としましては、3行目以降、若干ちょっと補足説明をしておりまして、意見書を提出する背景とい

たしまして、農地の集積率、新規参入の状況、あるいは遊休農地の状況を説明して、説明を加えて、中山間地域の遊休農地対策が、市施策の拡充対策が必要なことを強調させていただいたというようなところでございます。ということで、入口の状況説明が「はじめに」という部分でございます。

それから、目次がありまして、もう一枚めくっていただいて、項目1ということでございます。地域内の自給圏構築による遊休農地の活用、それから現状・課題、意見、それから提案という3パートの構成、項目1については3パートの構成になってございます。

まず、現状・課題、それから意見のところでは、前回から加えた部分で申しますと、化学肥料や配合飼料などの価格高騰というところを加えてございます。

それから、現状・課題のちょうど真ん中辺りですね、国が新たに打ち出した農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現などを目指す“みどりの食料システム戦略”と方向性が一致するというようなことを説明しております。

それから、スマート・テロワールという言葉は、表題からは削除して、表には出さずに、文脈の中で触れておりますけれども、特に中山間地域の遊休農地問題の解決の一手法、一提案であるというようなことを文脈に表現してございます。

それから、2ページ目の提案の部分でございます。

懸案事項を4つの提案ということで明確化しております。

1つは、地域内の自給圏構築に向けたプラットフォームの設置という内容です。

要点は、かいつまんで申しますと、遊休農地を生かし、地域自給圏を構築するため、消費活動と生産活動をつなぐ産学官の協議の場を産業振興部に設置できないかというのが要点になります。

2番目、畜産を核とする有機物循環の仕組みづくり。

要点は、飼料を増産する体制を整え、畜産農家等の堆肥と交換する有機物循環の仕組みづくりを支援できないかということが要点です。

3番目、遊休農地への山羊等の放牧と副産物を活用した街おこしという部分。

これは、理にかなっている中山間地域対策ということで、ヤギや羊の放牧肥育を推進し、副産物であるマトンを使ってカレーによる街おこしを図るのはいかがでしょうかという提案です。

4番目、地産地消の店登録店制度の活用。

こちら、松本市が創設したせっかくの登録店、こちらを活用して、市の様々なイベントですとか、いろいろなコンテストですとか、催物等で地産地消を政策的に誘導するため、何らかのインセンティブですね、食事券の配布とかポイントキャンペーンというようなことなどを行うのはどうでしょうかという内容にまとめております。

これが地域内の自給圏を構築するため、遊休農地を活用していくという内容の提案事項になってございます。

項目2、3ページに移ります。農村地域を守るための担い手支援の充実・強化という内容です。

こちらについては、現状・課題、それから意見という形でまとめておりますが、現状・課題はそういったことで、先月の総会と言葉の入替え等はありませんけれども、内容的にはそんなに変わらないかなと思っております。

意見のところですね、肝の部分ですけれども、農業の担い手は、農村における消防防災、地域伝承、環境維持といった生命や生活の守り手でもあるため、国との役割分担を明確にして、零細であっても農地を耕作する者など、農村の守り手への支援の方法を検討していただきたいというところが肝になります。

項目3、農業・農政を支える体制の強化と予算の確保という最後の項目でございます。

こちらについては、8月の総会とちょっとデータを示す関係、削除したところがございます。

先月の総会の骨子案のときには、令和2年度の一般行政経費の総額に占める農林水産業振興経費の割合、長野市が3.6%という説明をしております。ですから、松本市が1.4%となっているもので、かなり長野市のほうは3.6%もあって、相当すごいなというような情報を出したんですが、これは令和元年に千曲川が決壊、台風災害がございまして、特別対応で、農地が水浸しになっちゃったり、リンゴ園が冠水したりというようなことで、特別対応でかなり予算を注ぎ込んだというそのときのデータですので、全然比較してはいけないデータだったということで、こちらについては削除しております。

項目3につきましては、意見のところで明確にした部分ですが、2点ということで、農政の体質効果に向けて、地域づくりセンターの役割を充実させるか、または農政に地区担当制を導入し、現場に近い職員を配置するなどして、地域に寄り添う体制を整え、広聴機能と政策立案能力を高めることはできないかという内容です。

それから、担い手の現状、生産コスト上昇といった客観的の農業情勢が悪化している現状に鑑み、予算の確保・拡充を強く要望という内容でまとめさせていただきます。

ということで、農業振興委員会で議論、そして総会でも議論する中で、もう少し具体的に踏み込んでというふうなご意見も中にはいただいたわけですが、皆さんと議論する中でまとめた意見書でございまして、事務局としては、ここまでお示しする、お示しした、これが精いっぱいではないかというふうに捉えております。

当日、意見交換する中で、さらに踏み込んだお考えなども出てくれば、また議論が深まる可能性もあるかなと思います。

関連するところまで意見交換していただいてもいいんですが、全く関係ないところが当日意見交換に出てくると、農政課、それから耕地課のほうも戸惑うところもあるかもしれませんが、その辺はご配慮いただければとは思いますが、この内容、それから周辺の内容も含めて、当日は議論を深

めていただければというふうに思っております。

そんなことで、意見書（案）についてお示ししましたので、これでご決定いただければなという考えでございますが、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、河野委員長、コメントをお願いします。

河野農業振興委員長 今、板花補佐のほうから概略申し上げたところでございますが、今回、いろいろ課題なんかも大分たくさん出ておりましたので、それに全てこうしたほうがいいという意見が付け切れないというか、そういう形で、今、板花補佐が説明したのが要点だと思いますので、市長のほうへもそういう要点で説明をし、その前に当然農政課なりが市長にレクチャーをしておいて、それで10月5日の受取りをするということになっているようですので、そんなところで、10月5日は幾らかやり取りをしながらお渡ししたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

こういった球を投げるわけですが、既に事前にこの内容については農政課または秘書のほうに行っております。どっちにしろ、打ちっ放しじゃなくて、向こうから当然球が返ってきますので、その中で徐々に深掘りできるところはやっていくと。それで、松本市の農業に資するものをそれに入れていくって、やっぱりこの意見書の提出の流れだと思いますが、それぞれの皆さんで何かご質問、ご意見等ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

ちょっと今回初めてなんで、この意見書がこれまでどういうふうに扱われてきたのか。つまり、農業委員会として1つ、1つというか、大事なその年度での大事な提案するわけですよ。それに対して、行政のほうはそれを何らかの形で施策の中に取り込んで展開してきているのかどうかというあたり、ただ言いつ放しで、意見を交換しっ放しで終わるということはないんですよ。そこをちょっとお聞きしたいんですが。

議 長

じゃ、前回の経過、板花補佐、いいですか。

板花補佐。

板花局長補佐

この新しいメンバーになって意見書を提出するのは初めてということですが、前は令和2年に、2年前に提出いたしました。その際の話としますと、収入保険制度というのが始まって、1年ちょっとたって動き始めた時期だったもので、収入保険というところにぜひ支援をしてください。収入保険というのは、経営の一番ベースになる保険制度で、国も相当力を入れ



なという気はしていますけれどもね。

議長　　じゃ、意見として賜っておきます。  
じゃ、武井委員。

武井農業委員　　関連なんですけれども、今、柳澤さんの言ったどんな回答でというのか、非常に楽しみなんですけれども、この3項目で示してある意見書の下から、真ん中辺りかな。下から8行目くらいです。「組織が大きくなると特に管理職は所管業務の幅が広がり、農業現場の個別課題と向き合う時間を十分確保できないといった負の側面が心配される」、ここなんですよね。

要は、農政課、要するにそこでどれだけの我々の提案に対して、練って市長に持っていくか、その能力、その上に立つ部長の気持ちなど、農林部の部長と産業振興部の部長、この違いが出てくりゃしないかな。私はそれを常々危惧しています。

以上です。

議長　　じゃ、意見として賜っておきたいと思います。  
ほかに。

[質問、意見なし]

議長　　よろしいですかね。  
ともかく市長にこういう具体的にしろ、総論的にしろ、意見を申し上げるのは我々の組織のこういった機会です、大変重視しておりますので、またそれぞれ、また委員長をはじめ、それぞれの皆さんのご協力を得ながら、いい果実を得るような形を取っていきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、集約いたします。

本件、農業委員会法第38条の規定に基づく案件となりますので、農業委員の皆様に採決をいたします。

議案第144号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長　　ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
先になります、11月9日、懇談会は、市長を交え、実りのある意見交換ができますよう、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。  
次に、協議事項に移りまして、ア、令和4年度松塩筑農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、18ページになります。

松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてということで、ご協議をお願いいたします。

まず、要旨でございますが、この協議会の表彰規程に基づきまして、地域農業振興等表彰者の推薦を行うに当たり、その推薦方法等について協議をいたします。

2番、表彰者枠についての申合せ事項。

(1)でございます。地域農業振興等功績者は、松本市から3名または3団体というのが申合せになってございます。

3番、推薦方法についてということでございます。

事務局の考え方、方針ですが、過去の推薦経過に基づきまして、市内いわゆる21地区から3地区を選定して、選定地区内から1個人または1団体を候補者として推薦してはいかがかということでございます。

(2)候補地区(案)でございます。本郷、寿、四賀ということで、こちらにつきましては、1枚おめくりいただいた21ページをご覧ください。過去の経過が21ページになっております。

その3地区以外にも、例えば入山辺ですとか、内田地区につきましては、そろそろ順番かなというふうに考えられなくもありませんが、今回は本郷、寿、四賀という形で事務局としては選定いたしました。

お戻りいただいて、18ページですが、ただ、地区を当たってみて、適当な人あるいは団体が見つからない場合もございまして、10月11日と書かせていただきましたが、できれば来週いっぱいぐらいまでにうちの地区はこの人がいそう、この団体がありそうというようなことについて目星をつけていただきたいと思っております。

もし適当な人なり団体が見つからない場合は、事務局に連絡をいただいて、ほかの地区、先ほどちょっと出た内田とか入山辺というようなところも含めて考えていきたいと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

3番目、推薦方法ですが、功績調書、別紙2として添付してございます。こちらの提出をお願いいたします。

ただ、個人に限っては、履歴書、別紙3も添付、別紙様式3も作成ということになっております。団体の場合は、活動内容が分かる書類をつけていただきたいということでお願いしたいと思っております。

19ページが一番下のところにありますが、「表彰候補者が団体の場合は、履歴書に代えて団体の活動状況が把握できる書類を添付」となっておりますので、お願いいたします。

そして、提出期限ですが、来月の総会、10月31日でございます。

参考資料として、表彰規程、あるいは過去の受賞者記録を添付してございますので、参考に願います。

協議事項は以上でございます。

議長

ありがとうございました。  
ただいま事務局から説明がありました。  
これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

これ、当該地区とまた事務局とまたそれぞれ相談される方もあると思いますので、すり合わせをした中で、また事務局とやり取りをしてもらえばいいですかね。はい、分かりました。  
なければ、集約いたします。  
本日ご出席の委員の皆様全員にお伺いしますが、本件について了承いただける委員は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
それぞれの地区の皆様は、先ほど申し上げたとおりの対応をよろしく願いしたいと思います。  
次に、協議事項のイ、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

26ページでございます。  
新規就農者声掛け運動ということで協議させていただきます。  
こちらの取組、基本的には委員の皆様が日頃行っている活動を引き続きやっていたいただければ、それでいいわけでございますが、国の通知に基づきまして、先月の総会で組織目標を設定して取り組むということに決まりましたので、協議させていただきます。  
その先月の総会では、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動ということが決まったわけでございます。  
3番目、具体的な進め方の案でございますが、(1) 日常の最適化活動の延長として新規就農者に声をかけ、営農状況を確認するなど、定着に向けた活動を推進したいということです。  
新規就農者の一覧、別紙ということで、取扱い注意ですが、添付してございます。令和元年度以降のものについて、記録に基づき添付しております。  
(2) 声掛け運動の結果として、必要に応じて以下の支援等を行いますということで、規模拡大したいというふうな要望があれば、地区の中で出し手とのマッチングを推進していただく。例えば、補助事業の問合せ等ありましたら、農政課のほうにつないでいただく。そのほか様々な声がありま

したら、事務局を通じて、また意見書などに反映できたらというふうに考えております。

(3) 新規就農者の考え方でございます。新規就農者が少ないとか、不在の地区もありますので、別紙の就農者一覧に限らず、地域の親元就農だとか、定年帰農だとか、女性農業者など、新規就農者の対象を幅広く捉えることも可としたいと思っております。

活動目標という形ですが、1委員1農業者に最低声をかけていただければということでございます。

また、10月が活動強化月間ということで設定しておりますが、忙しい場合もございますので、別の機会に実施するなど、そこら辺はこだわらずに、柔軟に対応していただければということでございます。

結果としましては、活動記録簿への記載ということで、新規参入促進の欄に何らかの記載があればいいかなというふうに考えております。

別にこれ、実績がどうだったとか、成果がどうだったとかというふうなことは全く関係ございませんので、行動していただければいいということで、別に何人成果が上がったとか、そんな統計も取るつもりもございませんし、活動すること自体が農業委員会の目標設定の中の件数になってくるということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長                    そういうことで、担保は何も求めないということでございますので、それぞれ月間だという承知おききして、心の隅でそういう意識の下に行動していただきたいという意味だと思います。

意見のある方、お願いします。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員            すぐにはここの頂いている一覧の中で、新規就農者として名前が上がっている団体なり個人、そのヒアリングということなんですけれども、そこから出てきた意見は、どういう形で農業委員会のほうにフィードバックするのか。何か特に記載して提出するような用紙のようなものはあるんですか。

議長                    板花補佐。

板花局長補佐            そこまで注意深くといいますか、厳密に考えていませんでしたけれども、またヒアリングをする中で、これはというような意見をいただいたとすれば、また来年の意見書なりの取組につなげていただければというふうに思っていて、事務局にそれを出せというふうな形の場合は今のところ考えてないですけれども、本当にいい意見だったら、事務局にお教えいただければ、とても刺激を受けますので、お寄せいただければなと思いますけれども、様式等な特に考えてございません。

柳澤農業委員 特に考えてない。そうしますと、ここの3の(2)のところに、希望に応じた事業を確認って、農政課とか、あるいは今後の活動に反映できそうな意見を事務局へって、それは随時、例えば私のほうから直接そういうところへ情報を提供するという形でいいんですか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 これはというような意見がありましたら、随時お寄せいただければ、私のほうでもメモを取っていきたいと思います。

大澤推進委員 ちょっとよろしいですか。

議 長 大澤委員。

大澤推進委員 簡単な質問なんですが、今まで兄弟でもって営農していたんですよ、親が死んじゃったもんですから。ところが、いろいろなトラブルがあって、兄が弟を追い出した。弟が地元の高齢者の土地を借りて耕作したいというのは対象になりますか。

議 長 いいですか。

板花局長補佐 弟さんが独立して、地元の福祉施設の農地を借りて農業をやるということでしたら……

大澤推進委員 今まで高齢者の方がやっていたんですが、体調が悪いということでもって、遊休地になっちゃった。それを借りて耕作する。もう始めているんですよ、今年からですね。

板花局長補佐 正式に契約を結ぶ、貸借の契約を結んで利用権を設定しているということであれば、新規就農届を上げていただければいいかと思います。新規就農届上げるということは、新規就農者扱いにするということになります。そして、農地台帳も新しく起こすということ……

大澤推進委員 じゃ、それなりの手続取れば、新規就農者ということでもって上げてもよろしいわけですね。

板花局長補佐 そうでございます。

大澤推進委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにどなたかありますか。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。  
それでは、これより集約を行います。  
本件は推進委員の皆様にも関係する内容ですので、出席者全員にお伺いいたします。  
本件について、これをご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
委員の皆様には、できる範囲で組織運動にご協力をお願いいたします。  
続きまして、報告事項に移ります。  
アの令和4年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。  
農政課の説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村（農政課）主事 お世話になっております。農政課中村と申します。

着座にて失礼いたします。  
資料31ページをご覧ください。  
令和4年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。  
まず、認定農業者制度の概要は、こちら、資料の2番の制度の概要とおりとなります。  
複数市町村で営農を行っている方については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。長野県知事及び農林水産大臣が認定した該当者については、年度末にまとめてご報告申し上げます。  
次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて所得目標等設定しております。数値については、2番、制度の概要以降の以下の表のとおりとなります。  
審査方法は、年4回審査を行っておりまして、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班に意見聴取を行い、認定しております。  
今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、3番の表のとおりとなっております。新規が個人2件、法人2件の合計4件、32ページのほうへ行っていただいて、再認定は個人3件、法人1件の計4件、変更は法人3件となります。  
以上11件について、全件承認されたことをご報告します。  
こちらの報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。  
ただいま農政課から説明がありました。  
これより質疑を行います。  
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。  
次に、報告事項のイ、令和4年度第2回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。  
農政課の説明をお願いいたします。  
小原主事。

小原（農政課）主事 お世話になっております。農政課の小原と申します。  
着座にて失礼いたします。  
それでは、令和4年度第2回青年等就農計画の審査結果について報告いたします。  
総会資料33ページをご覧ください。  
今回、新規就農者から2件申請がありまして、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。  
2番の制度の概要につきましては、記載のとおりです。昨年度から変更点はございませんので、詳細は割愛させていただきますが、今回は2件とも（2）認定基準のアの（ア）ですね、青年、45歳未満の青年からの申請です。  
経営開始から5年後には、年間農業所得が250万円程度及び労働時間が年間2,000時間の実現を目指す計画であることが認められました。  
一番下の3番に2名の方の地区ですとか氏名が記載されています。  
お1人目が里山辺の〇〇〇さんです。親の農業経営全部を継承しまして、作物はブドウになります。  
お2人目の島立の〇〇〇〇さんですが、こちらは新たに農業経営を開始、ハウスでのキュウリ栽培になります。  
〇〇さんは新たに農業経営開始とあるんですけれども、JA松本ハイランドと松本市の共同で行っている松本新規就農者育成対策事業という研修事業を来月、10月に修了する予定の方です。  
該当地区の農業委員の皆様には、新規就農者の経営確立、安定に向けましてサポートをいただきますようお願い申し上げます。  
以上となります。

議長 ご苦労さまでした。  
ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。  
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長            なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知お  
きをお願いいたします。  
次に、報告事項ウ、地域計画の策定に向けた取組についてを議題といたし  
ます。  
事務局から説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐        34ページになります。  
地域計画の策定に向けた取組についてということをお願いします。  
まず、趣旨の関係です。  
人・農地関連法の成立によりまして、地域計画、いわゆる人・農地プラン  
を可視化させる目標地図の原案の作成が農業委員会に義務化されましたの  
で、事務の進め方について報告します。  
人・農地関連法の概要ですが、今年の5月に成立したわけですが、  
法の考え方ですが、まず農地については、農業上の利用が行われることを  
基本として、まず農業経営基盤強化促進法に基づき、農業上の利用が行わ  
れる農用地等の区域について、地域計画を策定と。こちら地域計画は必須  
でございます。  
その上で、様々な政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地  
については、粗放的な農地利用や計画的な林地化を進めていく区域として、  
必要に応じて農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定ということにな  
ってございます。  
両法に基づき、地域の土地利用についての話し合いと措置を一体的に推進す  
ることによりまして、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の  
適切な利用を確保するというのが改正法の趣旨になります。  
(2) 地域計画の策定ですが、5年度から6年度の2年間で設定というこ  
とですが、もう既に動き出しをしなければいけないという中で、以下につ  
いて話し合うということです。  
まず、地域計画の区域ですね、区域について。  
それから、イとして区域における農業の将来の在り方、例えば振興作物で  
あったり、作付け方針であったり、ゾーニングと言いまして、例えばこの  
農地を担い手が利用する、この農地は例えば半農半Xとか、零細な人にあ  
てがう農地だとかというふうな大まかなゾーン分けみたいなのも含めた作  
付け方針。  
それから、区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標と  
いうことで、これが具体的に目標地図と言われているもので、農地1筆ご  
とに将来の担い手を落とし込むということで、10年後を目安にというこ

とでございます。

この目標地図の原案を農業委員会が作成してほしいということで求められているんですが、点線の枠にあるとおり、最近になって国のほうでは言い回しを変えてきております。つまり、目標地図は最初から完成度が高いものを目指すのではなく、毎年見直しを行うことによって、徐々に完成度を高めていくものということを目立って最近になって強調しているということでございます。一気に目標地図は完成するものではないということで、現場の意見に耳を傾ける中で、こういった形で、完成度を徐々に高めていけばいいよということで、弾力的、柔軟な対応に最近は変化してきているところをご承知おきください。

今後の進め方ですが、農政課やJAとの調整中でございますが、以下の方針でということでございます。

協議の場は、それぞれの地区の農業再生協議会ということで考えています。人・農地プラン、今、19プランありますけれども、この地区ごとということになります。

大まかなスケジュールですが、本年度中にそれぞれの地区再生協議会で役員を参集して説明会、今後のスケジュールや進め方について確認していきます。そして、来年度半ばには、全地区全てで最初の地域計画策定会議を開催したいということで考えております。

35ページは、各機関の役割分担ということで、市とJAと農業委員会が役割分担をそれぞれ受け持ちながら、つくっていきたいということでございます。

農協さんは、地区再生協の事務局というところで、会議の調整ですとか、地元対応というところでご協力をいただきたいというふうに考えています。

それから、4番目、職員による支援体制でございますが、農政課もそうですが、我々事務局の職員も、それぞれ地区担当制によって全地区を支援していきたいと考えております。

4番目、農業委員会へのタブレット端末の導入の関係ですが、26日に補正予算案が議決されておりましたので、認められましたので、44人皆さんに1台ずつタブレットが配備されるということが決定しております。12月までに全国農業会議所で一括調達したタブレット端末、全額国庫負担で配備するという予定としております。冬場になりますけれども、グループごとに研修会を開催して、タブレットの扱いについて、しっかりと勉強していただくというふうなことを考えております。

(2) アプリケーションソフトですが、国が開発したものがインストールされています。現地確認アプリ、農地パトロールとか利用状況調査、そのアプリを使って実施するということになりますし、転用などの現地確認もそれで行うようになります。

それから、意向確認アプリというのが、まだこれが今、開発中で、この冬ぐらいまでちょっと時間がかかるようです。目標地図作成に向けた情報収集の手段として開発されているものですが、農地の出し手や受け手の意向をそのタブレットで把握して、入力するというような中身になっています。

(3) 想定するタブレット端末の活用場面ですが、農地パトロール、それから権利移動・転用の現地確認、それから集積・集約化に向けた所有者や担い手の意向確認、それからこの総会ですね。総会ももうペーパーレス化で、タブレットを見ながら総会をやるということになります。

(4) 目標地図作成との関係性ですが、まだアプリ開発中で、詳細はちょっと明らかになってないんですが、それぞれの区域ごと、現場で集めた農地の出し手、受け手の意向情報がその委員のタブレット端末から入力されることで、農地台帳に連携データが飛んで来て、その将来の目標地図が作図可能となるような仕様というふうに聞いております。

イとして、地区再生協を通じて実施したアンケートによる農業者の経営意向の整理ですとか、アンケートの回答者あるいは未実施者の取扱いなど、委員の現場活動との関係を精査しまして、また必要な取組ですね、どんな取組を委員さんをお願いするのかなというようにすることを明らかにしていきたいと思っております。

いずれにしても、最初から目標地図、完成度の高いものができるわけじゃなくて、徐々に徐々に精度を上げて、10年後に理想的なものに近づけばいいという、そのぐらいの感覚で動いていただければと。いきなり目いっぱい動いていいものを目指すなんていう、そういうことはできないんで、現実的には。できるところから少しずつという考えで、そんな考えでお願いできたらと思います。

最後、(5) タブレット端末の管理についてですが、管理規程を整備しまして、各委員へもう全て預ける予定としております。

最後、導入後に発生する通信費は、農業委員会が設定する目標とその達成度合いに応じて交付される最適化交付金からの充当を予定しております。順番としては、農業委員会に来る交付金を優先的に充てて、それで足りなければ、委員さんの個人上乘せ報酬のところに若干手をつけなきゃいけないかなというふうに考えておりますが、そんなことで考えております。

そういったことで、だんだんと状況が動いているということをご認識いただいて、また地区計画、地域計画の策定に向けてご協力をいただければというところでございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いしたいと思います。

じゃ、塩原委員。

塩原(至) 農業委員 ちょっとお聞きしたいのですが、再生協議会で春先、貸し借りとかの取りまとめありますよね。それが各地区の農業委員のタブレットに報告されるのか、それともそれを基本に農業委員が打ち出すのか、そこら辺が。

議長

じゃ、板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

本日もこの議案にありますけれども、集積計画の議案がありますけれども、こちらについて、認められたものが明日以降、明日は土日ですので、月曜日以降ですね。農政課で認められたものをいわゆる農地台帳に入力して、農地台帳とタブレット端末で見られる情報はデータ連携するもので、農地台帳に入力されたものがリアルタイムでタブレットにも飛んで行くという形ですので、多分その集積計画自体は農協のほうに行くもので、ここに上がって、農業委員会の審議を経て決定されたものが入力されて、台帳情報がタブレットに飛んで行くという、そんなことになるものですから、先にその内容を知りたいということになれば、農協さんと密に連携させていただいて、どういう情報が今月の議案に上がるかというふうなところは、農協の農業課長さん等とよく詰めて、事前に確認していただくというようなことは、地区の中で努力をしていただければなというふうには思います。

議長

いいですか。

結果的に上がったものは、もうこっちへリンクというか、入り込んでくる。その前の段階は、それぞれの対応を取って調べるとのことだと思います。ほかにありますか。

じゃ、三村さん、そういうことで、いろいろご協力お願いしますということです。

じゃ、倉科さん。

倉科農業委員

すみません、先ほど説明いただいた34ページの中で、国の物言いが大分変わりましたということで、大変よかったなと思うし、実際現場ではこうじゃないと困るなというふうに感じましたけれども、私も地区の中で、いわゆる担い手と言われる人たち、法人であったり、個人であったり、そういった人たちがもう、例えば梓川は1,000ヘクタールくらいある中で、四、五人集まると、大体二、三割の農地を預かっているという状況なんですよね。そういった人たちと目標地図で一筆一筆、誰がどう預かるかという話を何人かとしたんですけれども、それって、やっぱりしがらみもあったりして、決めることはなかなか難しいんです。

ただ、やり方としては、ある程度その地区に担い手と言われる人がいれば、誰かどうかが受けますよと。A法人、B法人、Cさん、Dさん、Eさんがいれば、この誰かが受ける、そういう気持があるから、今後、自分で耕作できない場合は出してくれというところで、あとは誰に預けるかは、そのときにまた決めればいいのかなどというふうな、そのぐらいのことで、この間のこの国の物言いは処理できるんじゃないかなと思っているんですけれども、それを実際にタブレットなりで入力したりするとき、そういうやり方はうまくできるかどうかとか、その辺の処理を現実的にどういうふうにやっていくかということまでちょっとまた考えていただいて、もう4年度には地区の再生協に説明していかなきゃいけないということですので、市のやり方としてはこういう感じだというところをちょっと具体的な部分までちょっと突っ込んでやっていかないと、多分2年でそうはいっ

てもやるという話ですんで、忙しい話でありますので、ちょっとその辺もまた声を酌み上げていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それもいいですね。  
じゃ、そういうことでご意見賜っておきます。  
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、よろしいですね。  
じゃ、それではなければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。  
以上で報告事項は終了しました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
最初に、松本農業農村支援センターからの情報提供をお願いいたします。  
戸谷補佐。

戸谷（松本農業農村支援センター課長補佐） 支援センターの戸谷修一ですが、お世話になっております。

着座で失礼いたします。

お配りいたしました資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

本年度の気象グラフ表ということで、今日は30日なんですけど、申し訳ございません、9月中旬までの値ということになります。

昨年と比べて、8月上旬、今年雨が少なく、干ばつ傾向であるということで、中段のグラフになりますが、降水が少なかったんですけど、その後、中旬にまた大めに降ったんですけど、去年はここで200ミリくらい降って、野菜中心に被害が出たんですけど、平年値よりも多いんですけど、昨年よりは少なかったというような状況です。

気温の推移については、一番上のグラフになりますので、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、2ページご覧いただきたいと思います。

9月20日現在でまとめた農産物主要作物の生育概況ということなんです。

一番上が水稲ですが、お盆明け以降は低温と日照不足で、やや停滞したんですけど、それでも春先からの生育の進みが早かったということで、コシヒカリの刈取りも、平年より5日早く成熟しているということで、早めに進んでということなんです。

大豆については、2段目ですが、お盆明け以降、低温・降雨等の影響を受けたんですけど、生育は順調ということで、さやの伸長期を迎えているということで、20日ということでご容赦いただきたいと思います。

あと、中段になります。果樹ですが、平年と比べると天気が悪くて、よく

なくて、糖度上昇や着色不良ということがあります。心配されました台風14号は大きな被害とはならなかったんですが、リンゴを中心に擦れとか小さな傷がついているというような状況が各地で見られます。

ちょっと飛ばしてしまいましたが、近年ですね、昨年もそうなんですが、リンゴの褐斑病の被害が松本管内、ちょっと多いかなというふうに見ております。葉が落ちてしまっている症状で、薬剤がかかっていない圃場があるのかなと思っております。また、東北信と違って、大きな木ではないので、薬剤が到達しにくいということはあまり考えられないんですが、どうしても散布むらとか、散布量が足りないとか、あとちょっと連続降雨でタイミングを逸している可能性があるもんですから、また来年以降注視して、防除暦の作成等に反映したいと思っております。

野菜はご覧いただきたいと思います。

次のページになりますが、花卉、花と飼料作物の状況について、上段に記載してあります。

2段目の飼料作物ですが、牧草類は3番草ということで、おおむね順調に生育しているということで、飼料が高騰しておりますので、今後またいい牧草の種類があれば、牧草の種類を変えたり、サイレージの品種検討会等やっておりますので、また支援センターのホームページにも情報等出ておりますので、ご覧いただきたいと思います。

あと、関東甲信地方の1か月予報と、その下に秋の農作業安全の情報が書いてあります。昨年よりも重傷事故、また死亡事故が松本管内、県下全域でも少ないように聞いておりますが、まだまだこれから農作業続きます。果樹では、脚立からの転落とかで亡くなってしまう方もいますので、十分注意していただいて、地域の農業者の皆様には伝達いただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐。

板花局長補佐

38ページお願いします。総会資料の最後から1枚目めくったところですが、当面の予定ということで、確認をお願いします。

意見書提出は10月5日ですが、その後役員会を行いますので、副委員長も含めた6人ということでお願いしたいと思います。意見書の提出は上着、ネクタイ着用で、役員4人の方、お願いしたいと思います。

それから、10月24日は農地転用現地調査ということで、武井委員と、本日お休みですけれども、二村委員ということで、また調整をしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

書いてございませんが、11月16日は農業委員会組織の一番のメインイベントであります県の農業委員会大会があります。11月16日水曜日になりますが、ご予約をお願いします。キッセイ文化ホール、お昼過ぎ、1

時ぐらいからというようなことですが、集まるのはもう少し早めになりますけれども、午後ずっと農業委員会大会ですので、ご予約をお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
何か本件についてありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。  
板花補佐、どうぞ。

板花局長補佐 こちらに賞状がございます。こちらにつきましては、昨年度、年金が非常に加入推進が振るったということでございまして、独立行政法人農業者年金基金の理事長表彰を受けてございます。表彰内容は、農業委員会別目標達成度合い、パートは新規加入目標5人から9人の部というパートになりますけれども、全国3位ということで、昨年11人、5人目標に対して11人加入があったということで、表彰されましたので、ご披露させていただきます。

それから、本日机の上にお配りしましたが、8月の総会で新聞の推進をお願いしたところですが、農業会議のほうでちょっと遅れて普及特別キャンペーンを行うというような通知があったので、追加配付させていただきました。

内容は、期間中、つまり11月30日までに購読申込みを行った方には、購読料1か月無料、それから6か月以上購読されるという方、された方、後で分かるんですが、6か月以上購読された方には、QUOカード2,000円分が進呈されるというのが内容になってございます。

ですので、こんなこともご承知おきいただいております。ということで、県農業会議から来たかがみとチラシ5部つけたものをお配りさせていただきましたので、お願いいたします。

私のほうからは以上ですが、川村補佐のほうから1つあります。

川村局長補佐 恐れ入ります。もう少しお時間ください。

お手元のほうに1枚の資料ですが「空き家と遊休農地を松本市空き家バンクに登録しませんか」というチラシがございます。これは先ほどご審議いただいた別段農用地、これと空き家バンク、松本市の今、移住推進課というところで所管しているんですが、住宅のほうの組合と一緒にやっていくシステムです。そこに、せっかくですので、マッチングしてやらないかということをごちらのほうから提案して、作ったチラシです。

いわゆる皆様のほうにもご相談あるかと思うんですが、土地を手放したいというのは、先ほど山辺の案件でもございましたが、宅地だけじゃ

なくて、農地もあれば、セットで手放したいというのが非常に多いです。そんな中で、下限面積等々の制約が農地法にはございますので、別段農地に指定をして、空き家バンクのほうにも農地つき空き家という形で登録できればということで考えたチラシでございます。

先ほど協議事項のイでもありましたとおり、新規就農者等々という話もありまして、先月ですか、たしか定例会で久保委員さんのほうからも新規就農の確保というのは非常に難しいよというお話もされた中なんですけれども、そんな中で、1つのピースとして活用いただければと思います。

こちらのチラシにつきましては、各出張所のほうにも配付してありまして、掲示してありますので、もしこんな問合せが地元のほうからございましたら、周知していただくとともに、詳細については、空き家は移住推進課、農地は農業委員会と、ちょっと縦割りで恐縮なんですけれども、それぞれご相談いただければ、受けていきたいと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの件も含めまして、全体としまして委員の皆様から何かありましたら、お出しをいただきたいと思ひます。

[質問、意見なし]

議 長

ありませんかね。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 3 番

柳 澤 一 向

議事録署名人 4 番

武 井 茂 善